

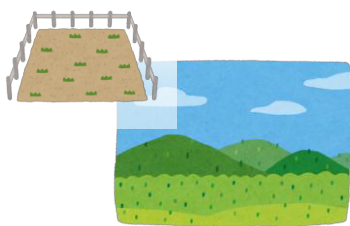
くらしの赤信号

「無くならない原野商法の二次被害」
土地を売ったはずが…
別の違う土地との交換になっていた!

四十年前に購入した田舎の土地を「買いたい」と電話があった。来訪した業者に話を聞くと、「震災で家を失くした人が広い土地を必要としている」、「国から補助金が出る」、「七百万円でどうか?」と言われ、手数料五十万円を支払って契約した。

七百万円を受け取る前に、「後で返金するから」と節税対策で三百万円を用意するよう勧められ手渡した。

しかし、いつまで待っても、売却代金の七百万円も三百万円も払ってもらえず、連絡も取れなくなった。契約書をよく見ると土地を売っただけでなく、全く知らない他の土地を交換で買わされていたことが分かった。



アドバイス

1. 「原野商法」とその「二次被害」とは?

「原野商法」とは、値上がりする見込みがほとんどない山林等の土地を、将来値上がりするかのようについでに販売する手口です。過去にこうした被害にあった人に、その土地の売却話を持ちかけ、測量や広告等のサービス契約や、新たな土地の購入など様々な費用を請求する二次被害が発生しています。その手口は巧妙で、事例のような詐欺的な悪質商法もあります。

2. セールストークをうのみにしないように!

原野商法のトラブルにあった消費者の中には、「どうにか早く処分をしたい」、「自分の子に迷惑をかけたくない」と焦りや不安を持っている人も少なくありません。しかし残念ながら、今まで売れなかった土地が急に売れるようになることはありません。具体的な根拠がないにもかかわらず、土地がすぐにでも売却できるかのようなセールストークは、うのみにしないようにしましょう。

3. 契約を検討する場合には?

契約を検討する場合には、「土地が売れる」という根拠や契約内容について、書面で説明を求めましょう。「開発予定があるから売れる」などと言われた場合は、土地の所在地の自治体などに、事業者の説明が事実かどうか等を問いあわせることも必要です。また、できる限り現地に行くことや、登記情報を自分や家族の目で実際に確認することも大切です。

困ったら
ご相談を!

ご注意ください
[相談事例]



「不用品なんでも買い取ります」と
電話があったので来て貰ったが・

【事例】

「不用品なんでも買い取ります」と
電話があり、処分したい食器があっ
たので引き取ってもらえるか聞くと、
「大丈夫」との事だったので来訪し
てもらった。

自宅に来た業者は、食器をちらつ
と見ただけで「貴金属を見せてほし
い」と言ってきた。あまりに強引な
態度に怖くなり、貴金属を言われる
まま見せてしまった。業者は貴金属
も一緒に査定し、買い取っ
て行ってしまった。



アドバイス

★「不用品なんでも買い取ります」という電
話に関する相談が寄せられています。

◎事例のように、電話では食器を買い取る名
目で訪問をしながら、実際の目的が貴金属
だったと思われる事例もあります。むやみ
に業者を自宅に呼ぶのは避けましょう。

◎訪問買い取りで来訪を承諾する場合は、家
族がいる時に来てもらうなど一人では対応し
ないようにしましょう。

◎業者に「貴金属など何かないか？」と言わ
れても、買い取ってもらうつもりのないも
のは出さないようにしましょう。

◎訪問買い取りは、クーリング・オフ制度が
適用されます。書面を受け取ってから8日
間は無条件で解約が可能です。適用除外
品（自動車、大型家電、本、CDほか）も
ありますので注意が必要です。

困った時はご相談を！

枚方市立 消費生活センター

相談専用電話

（枚方在住・在職・在学）

072-844-2431

9時30分～16時30分

（土・日・祝日、年末年始除く）



ひらかた観光大使「くらわんこ」
©枚方文化観光協会

啓発グッズ配布中

消費生活センターでは、さまざまな啓発物品
を作成し、配布しています。ご入用の方は、
消費生活センターまでお申し付けください。

- ★「その手はくらわん」・
マグネットステッカー
冷蔵庫など、目に付くところ
に貼ってご活用ください。



- ★悪質な訪問勧誘お断りステッカー
玄関・電話機周辺などに貼ってください。



催し予告

石けんキャンペーン & 廃油 回収（食用）予定

日時：10月17日（火）

午前10時30分～正午

場所：牧野生涯学習市民センター
（枚方市宇山町4-5）

※家庭用食品廃油のみ回収
※容器はお持ち帰りいただきます。

